

ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズム推進事業実施要綱

6 産 労 環 受 第 1 1 3 号
令 和 6 年 5 月 7 日

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが都内観光を楽しめる環境を整備するため、旅行事業者がドローンを活用した旅行商品を造成、販売、運営する取組に要する経費の一部を補助する「ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズム推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1)「ドローン」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第5条の規定に基づく登録を受けている無人航空機をいう。

(2)「旅行商品」とは、原則として次に掲げる全てを満たすものをいう。

ア 募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること。

(ア)「募集型企画旅行」とは、旅行事業者があらかじめ、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊などの旅行サービスの内容と旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成し、旅行者を募集して実施する旅行のこと。

(イ)「受注型企画旅行」とは、旅行者からの依頼により、旅行事業者が、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊などの旅行サービスの内容と旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成、提案し、実施する旅行のこと。

イ 高齢者又は障害者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々の参加に配慮した商品であること。

ウ 旅行事業者が自ら主催する旅行であること。

(支援の対象者)

第3条 本事業において支援の対象とする者は、東京都内に主たる営業所を持つ旅行事業者で、かつ旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するものがある者は、支援の対象としない。

(支援の対象事業)

第4条 支援の対象となる事業は、前条に定める者が以下に掲げるいずれかの旅行商品を造成、販売、運営する取組とする。

(1) 訪問地体験型旅行

旅行先において旅行者が自らドローンを操作することで、移動やコミュニケーションにおける観光面での困難がある都内観光地においても、健常者と同様の体験ができる旅行

(2) 遠隔地体験型旅行

旅行者自身は介護施設等にいながら、都内観光地に設置したドローンを自ら遠隔操作することで、テレビ画面等を通じて実際に現地を訪問しているような体感が得られる旅行

2 前項の事業に対する支援期間は、交付決定の日からその日の属する年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

(公募)

第5条 知事は、本事業の支援の対象となる旅行事業者を公募する。

2 前項の公募に応じる申請者は、別に定める事業の概要等を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を東京都に提出するものとする。

(審査)

第6条 知事は、前条による事業計画書の提出があった中から、別に定める審査会による審査に諮った上、適正と認められる事業を提案した申請者を支援の対象として決定する。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 その他審査及び決定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。